

申告書確認表【留意事項】

項目	確認内容		留意事項
	No.		
P /L ・B /S ・勘定科目内訳明細書	評価損等	75 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四の二付表で加算していますか。	資産の評価損を計上するに当たっては、物損等の事実や法的整理の事実が生じているかを確認する必要があります。
	役員報酬手当等 及び人件費	76 個別帰属額の届出書に添付した役員報酬手当等及び人件費の内訳書の「事前確定届出給与」欄に記載された金額は、事前確定届出給与に関する届出書に記載した金額と一致していますか。 また、確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額として損金の額に算入する金額は、交付決議時価額と一致していますか。	所轄税務署へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合には、実際の支給額的全額が損金の額に算入されません。
		77 業績連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社又は非同族会社による完全支配関係がある同族会社に該当していますか。	平成29年度税制改正により、同族会社であっても、非同族会社による完全支配関係がある同族会社が支給する一定の業績連動給与の額は、損金の額に算入されることとされています。
		78 役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四の二付表で加算していますか。	他社から出向者を受け入れ、当該出向者が自社で役員となっている場合で一定のときには、自社が他社（出向元法人）へ支出する当該役員に係る給与負担金の支出を自社における当該役員に対する給与の支給として、左記の内容を確認する必要があります。
		79 税務上使用人兼務役員になれない役員（専務取締役、常務取締役、監査役等）に対する給与の額を、「使用人職務分」欄に記載していませんか（その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用人職務分に対する給与の額である場合を除きます。）。	左記の役員以外にも、非常勤役員は常時使用人としての職務に従事していないことから、使用人兼務役員になることはできません。
		80 「使用人職務分」欄に金額の記載がある場合、使用人としての職制上の地位（部長、工場長等）を「役職名担当業務」欄に記載していますか。	総務担当取締役、経理担当取締役等のように、特定の部門の職務を統括しているだけでは使用人兼務役員になることはできません。
特別損失 雑損失等	81 損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を別表四の二付表で加算していますか。	租税公課及び罰科金以外に、裁判手続のうち刑事訴訟手続を経て外国又は外国の地方公共団体により課される罰金又は料科に相当するものについても、別表四の二付表で加算する必要があります。	
消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類	資産の譲渡等	82 申告書①欄の金額は、付表2-1①のD欄、E欄、付表2-2①のA欄、B欄、C欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書⑤欄又は付表2-1若しくは2-2⑩の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。	法人税の申告に当たって、課税売上げに係る申告調整がある場合には、調整した後の金額を記載する必要があります。
		83 付表2-1⑥F欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利息の金額を含めていますか。	非課税売上げに誤りがある場合には、課税売上げ割合が変動し、控除対象仕入税額の計算に誤りが生じることがあります。
	控除税額	84 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。	個別対応方式を選択した場合には、課税仕入れに係る消費税額を、課税売上げにのみ要するもの、非課税売上げにのみ要するもの並びに課税売上げ及び非課税売上げに共通して要するものに区分する必要があります。
85 付表1-1⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、同X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。 また、不課税又は非課税取引（貸付金等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。		貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の5/105、8/108又は10/110相当額を記載した場合（地方消費税額を含めた場合）には、貸倒れに係る税額が過大となり、控除税額の計算に誤りが生じることがあります。	
86 付表2-1⑩のD欄、E欄は、⑨のD欄、E欄の金額に6.24/108、7.8/110を乗じた金額を記載していますか（又は、付表2-1⑩X欄は、付表2-2⑨のA欄、B欄、C欄の金額に3/103、4/105、6.3/108を乗じた金額の合計額を記載していますか。）。		課税仕入れに係る支払対価の額（税込額）の8/108又は5/105相当額を記載した場合（地方消費税額を含めた場合）には、課税仕入れに係る消費税額が過大となり、控除税額の計算に誤りが生じることがあります。	